

一般競争入札による 金地金等売払い参加要領

令和7年10月10日入札実施
富士市財政部財政課

目 次

1	入札動産	1
2	買取方法、買取条件等	1
3	入札参加者の資格	2
4	入札の参加申込	3
5	入札参加に係る質問の受付及び回答	4
6	入札及び開札の日時及び場所	4
7	入札当日に必要な持ち物	4
8	入札保証金の納入等	5
9	入札方法	5
10	入札書の無効	5
11	落札者の決定方法	6
12	契約不適合責任	6
13	契約の締結等	6
14	売買金額の納入	6
15	その他	7
	参考	7
	動産一覧	8

「関係書類」

- ・ 金地金等売払い一般競争入札参加申込書
- ・ 宣誓書
- ・ 金地金等売払い入札書
- ・ 委任状
- ・ 口座振替申請書

1 入札動産

品名	数量	最低買取率
金地金（田中貴金属工業製）1,000g	3本	100.00%
金地金（田中貴金属工業製）500g	20本	
金地金（スイス銀行製）500g	14本	
金地金（徳力本店製）500g	3本	
金地金（JOHNSON MATTHEY製）500g	3本	
金地金（伊勢丹製）500g	1本	
金地金（伊勢丹製）499.94g	1本	
プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g	1本	
プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g	4本	
プラチナ地金（オリエントアルゴールド製）500g	4本	
プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g	3本	
プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g	1本	

- ・入札動産の詳細は、動産一覧（8ページ以降）のとおりです。
- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことです。
- ・最低買取率とは、あらかじめ富士市が定めた買取率の下限であり、これを下回る入札は無効とします。

2 買取方法、買取条件等

- (1) 本入札においては、記載された全品目を一括して落札・買取することを条件とします。一部品目のみの買取（部分入札）は不可とします。
- (2) 動産の引渡しは、当該入札動産について、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定による市議会の議決を得た後（令和7年11月頃を予定）、行うこととします。入札後から議決までの間は、富士市と落札者は売買仮契約を、議決を得た後に本契約を締結することになります。富士市議会で議決が得られなかった場合は、富士市は落札者に対していかなる責任及び費用負担を負いません。
- (3) 入札に当たり、事前に金地金及びプラチナ地金（以下「金地金等」という）の査定・真贋の場は設けません。ただし、落札者が希望する場合、仮契約締結の期間中に市立会いのもと査定・真贋をすることができます。査定・真贋については、落札者が手配し、その際の費用等は落札者が負うこととします。また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとします。

ここでいう正規品以外の品とは、動産一覧に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指します。

- ・表示された会社の製造ではないもの
- ・識別番号が表示と異なるもの
- ・表示された会社が表示された識別番号を付していないと証明された場合の本品
- ・表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品
- ・グラム数が表示と異なるもの（数量の増減については、除外せず、契約単価を以って増減精算をすることを選択することもできるものとします。）
- ・品位が表示と異なるもの

なお、本契約締結日（議決日）以降の返品等の申し出は一切受け付けません。

- (4) 実際の売買金額は、田中貴金属工業株式会社が上記財産処分議案の議決日の午前9時30分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金等の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とします。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を乗じた後の全ての動産の合計額（円）に対して、1円未満を切り捨てることとします。また、納入は、富士市議会において、当該金地金等の財産処分議案の議決後14日以内に一括で納入することとします。
- (5) 引渡しは、落札者と富士市が協議により定めた場所で、売買金額納入日から14日以内の落札者と富士市が協議により定めた日に行うこととします。

3 入札参加者の資格

次に掲げる項目を全て満たす者であれば、どなたでも参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めら

れる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(4) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

(5) 入札保証金を納入期限までに全額納入した者であること。

4 入札の参加申込

入札の参加に当たっては、本参加要領を十分お読みの上、参加してください。

(1) 申込受付期間 令和7年9月5日（金）から同年10月6日（月）まで
（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）

(2) 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込受付場所 富士市役所7階南側財政課

※電話、郵送による受付は行いません。直接持参して申し込みしてください。

(4) 申込に必要な書類

ア 金地金等売払い一般競争入札参加申込書（様式1号）

※使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を御使用ください。

イ 宣誓書（様式2号）

ウ 添付書類（発行後3か月以内のもの）

・印鑑（登録）証明書1通

・個人の場合 住民票1通（続柄、本籍及びマイナンバーの記載は不要です。）

・法人の場合 現在事項全部証明書1通

(5) 申込受付時に富士市が交付する書類

ア 金地金等売払い一般競争入札参加申込書（写し） ※入札当日に必ずお持ちください。

イ 金地金等売払い入札書（様式3号）（以下、「入札書」という。）

※必要事項の記入、押印等を行った上、入札当日に必ずお持ちください。

ウ 入札保証金の納入通知書

※入札保証金（8の(1)参照）を令和7年10月8日（水）までに納入の上、納入通知書兼領収書（原本）を入札当日に必ずお持ちください。

エ 口座振替申請書

※必要事項の記入、押印等を行った上、入札当日に必ずお持ちください。

オ 委任状（様式4号）

※代理の方が入札される場合に必要となります。（入札参加申込書の申込者が入札に参加される場合は不要です。）

5 入札参加に係る質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問及び回答については、下記のとおりとします。

- (1) 質問受付期間 令和7年9月5日（金）から同月24日（水）まで
- (2) 受付方法 任意の書式に記入の上、電子メールで送付してください。
質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡してください。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとします。
メールアドレス：zaisei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号：0545-55-2725（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年9月30日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載します。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本参加要領等の追加又は修正として取り扱うものとします。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札
ア 日時 令和7年10月10日（金）午後2時
※受付は午後1時30分から午後2時まで（厳守）
イ 場所 富士市役所6階南側入札室
- (2) 開札
入札書投入完了後、その場で直ちに開札します。

7 入札当日に必要な持ち物

- (1) 金地金等売払い一般競争入札参加申込書（写し）
- (2) 入札書
※必要事項を記入及び押印してください。
※使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を御使用ください。
- (3) 入札用封筒（任意の封筒）
- (4) 入札保証金の納入通知書兼領収書（原本）
※受付で確認の上、写しを取り原本はお返しします。
- (5) 口座振替申請書
- (6) 委任状
※代理の方が入札される場合に必要となります（入札参加申込書の申込者が入札に参加される場合は不要です。）。
※委任者は印鑑登録されている印鑑（実印）で押印してください。
※委任した場合、入札書には、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、代理人の住所、氏名の記載及び押印がないと、その入札は無効となります。

8 入札保証金の納入等

- (1) 入札参加者には、入札保証金として下表の金額を富士市が発行する納入通知書により、令和7年10月8日（水）までに納入していただきます。

入札保証金
25,000,000円

- (2) 落札者以外の方には入札保証金を、口座振替申請書により指定された口座へ返還いたします。なお、返還には入札終了後20日程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 入札保証金には利息を付しません。
- (4) 落札者の入札保証金は、売買金額に充当させていただきます。

9 入札方法

- (1) 入札は、富士市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます。
- (2) 入札書には、買取率（％）を小数点以下第2位まで記載してください。また、入札書の買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、数字または％表記以外の記載があった場合は無効とします。
- (3) 入札書の投入後は、入札書の引替、記載の変更及び取消しはできません。
- (4) 入札用封筒は、表面に「金地金等売払い入札書」と記入し、裏面に入札年月日、入札者の住所及び氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を記入してください。

10 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札書
- (2) 買取率、氏名その他入札要件を確認できない入札書
- (3) 不正な行為により入札を行ったと認められる者の入札書
- (4) 同一事項につき2以上の入札をした者の入札書
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札書
- (6) 2人以上の代理人となって入札をした者の入札書
- (7) 最低買取率を下回る買取率の入札をした者の入札書
- (8) 入札者の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (9) 代理人が入札する場合、代理人の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札書裏面に記載の入札心得及び指示した条件に違反して入札をした者の入札書

1 1 落札者の決定方法

- (1) 開札の際、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札 商号及び入札買取率
 - イ 個人が行った入札 個人名及び入札買取率
- (2) 開札の結果、富士市が事前に定めた最低買取率以上の入札のうち、最高買取率の入札者を落札者と決定します。
- (3) 落札となるべき同買取率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者（代理人の場合は代理人）が申込順にくじを引き落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (4) 再度入札は実施しません。

1 2 契約不適合責任

落札者は、引き渡された入札動産が数量、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときであっても、富士市に対して民法第562条1項本文に規定する履行の追完を請求することができません。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く）についてはこの限りではありません。

1 3 契約の締結等

- (1) 落札者には入札終了後、売買契約についての説明等を行います。
- (2) 落札後、富士市と落札者は令和7年10月10日（金）から同年10月16日（木）までの間に仮契約を締結します。

※上記期間中に契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われることになり、入札保証金は富士市に帰属し、返還することはできませんので御注意ください。
- (3) 本案件は、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条に該当するため、上記仮契約は、富士市議会の議決をもって、本契約とみなします。

1 4 売買金額の納入

- (1) 売買金額は、議決日（本契約日）の翌日から14日以内に、富士市が発行する納入通知書により、一括で納入していただきます（入札保証金は売買金額に充当されますので、売買金額から入札保証金を差し引いた額を、納入していただきます。）。
- (2) 引渡しは、落札者と富士市が協議により定めた場所で、富士市が売買金額の納入が確認できてから14日以内の落札者と富士市が協議により定めた日に行うこととします。

※納入期限までに売買金額が納入されない場合は、売買金額の10%から納入済みの入札保証金を差し引いた額を、損害賠償金として納入していただきますので、御注意ください。

15 その他

契約書等（富士市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、売買契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

また、本参加要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、富士市契約規則等の定めるところにより市長が決定します。

【問合せ先】

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市役所財政部財政課

電話 0545-55-2725（直通）

FAX 0545-51-1479

<参考>

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は動産の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【動産一覧】

金地金（田中貴金属工業製）1,000g

個別識別番号：AB54580、品位表示：999.9



個別識別番号：AB65848、品位表示：999.9



個別識別番号：AB62937、品位表示：999.9



金地金（田中貴金属工業製）500g

個別識別番号：AB48339、品位表示：999.9



個別識別番号：AB51235、品位表示：999.9



個別識別番号：AB55193、品位表示：999.9



個別識別番号：AB70749、品位表示：999.9



個別識別番号：AC04548、品位表示：999.9



個別識別番号：AC33834、品位表示：999.9



個別識別番号：AC73207、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81039、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81040、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81061、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81062、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81063、品位表示：999.9



個別識別番号：AC81064、品位表示：999.9



個別識別番号：AC90518、品位表示：999.9



個別識別番号：AE049562、品位表示：999.9



AE049563、品位表示：999.9



個別識別番号：AG061151、品位表示：999.9



個別識別番号：AG061152、品位表示：999.9



個別識別番号：AG061153、品位表示：999.9



個別識別番号：AG060647、品位表示：999.9



金地金（スイス銀行製）500g

個別識別番号：571988、品位表示：999.9



個別識別番号：572773、品位表示：999.9



個別識別番号：645441、品位表示：999.9



個別識別番号：645443、品位表示：999.9



個別識別番号：813186、品位表示：999.9



個別識別番号：813191、品位表示：999.9



個別識別番号：925350、品位表示：999.9



個別識別番号：925351、品位表示：999.9



個別識別番号：929663、品位表示：999.9



個別識別番号：929664、品位表示：999.9



個別識別番号：929685、品位表示：999.9



個別識別番号：982333、品位表示：999.9



個別識別番号：982334、品位表示：999.9



個別識別番号：982426、品位表示：999.9



金地金（徳力本店製）500g

個別識別番号：550117、品位表示：999.9



個別識別番号：B202036、品位表示：999.9



個別識別番号：B202037、品位表示：999.9



金地金（JOHNSON MATTHEY 製）500g

個別識別番号：CK23047、品位表示：999.9



個別識別番号：KK33457、品位表示：999.9



個別識別番号：KK33470、品位表示：999.9



金地金（伊勢丹製）500g

個別識別番号：刻印なし、品位表示：999.9



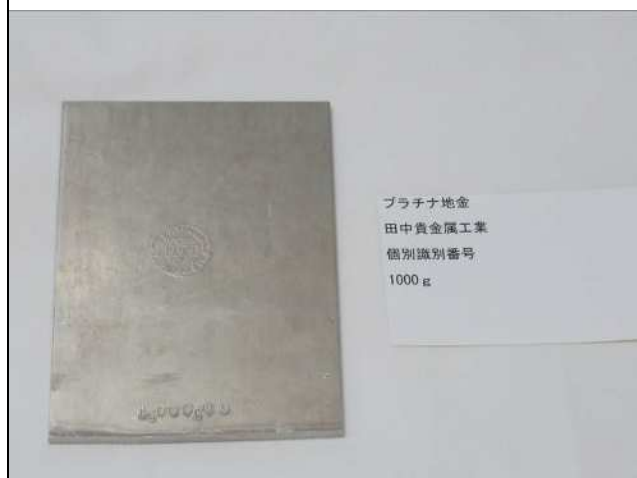
金地金（伊勢丹製）499.94g

個別識別番号：刻印なし、品位表示：999.9



プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g

個別識別番号：刻印なし、品位表示：刻印なし



プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g

個別識別番号：0T01951、品位表示 99.9



個別識別番号：0T02105、品位：99.9



個別識別番号：1T34000、品位表示：99.9



個別識別番号：1T34096、品位表示：99.9



プラチナ地金（オリエンタルゴールド製）500g

個別識別番号：001061、品位表示：999.5



個別識別番号：001062、品位表示：999.5



個別識別番号：001106、品位表示：999.5



個別識別番号：001107、品位表示：999.5



プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g

個別識別番号：3351、品位表示：999.0



個別識別番号：3570、品位表示：999.0



プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g

個別識別番号：3632、品位表示：999.0



プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g

個別識別番号：R004013、品位表示：999.5



(様式 1 号)

金地金等売払い一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

宛先

富士市長 小長井 義正

申込者

住 所 (所在地)	〒 ー
ふりがな 氏名又は 法人名・ 代表者名	実印
電話番号	

次の金地金等売払いに関して、「一般競争入札による金地金等売払い参加要領」に記載された内容を承諾し、一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

入札動産

金地金（田中貴金属工業製）1,000g	3本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g	1本
金地金（田中貴金属工業製）500g	20本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g	4本
金地金（スイス銀行製）500g	14本	プラチナ地金（オリエントタルゴールド製）500g	4本
金地金（徳力本店製）500g	3本	プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g	3本
金地金（JOHNSON MATTHEY製）500g	3本	プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g	1本
金地金（伊勢丹製）500g	1本		
金地金（伊勢丹製）499.94g	1本		

(注) 申込者は印鑑登録されている印鑑（実印）で押印してください。

受付印

(様式 2 号)

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

令和 年 月 日

宛先

富士市長 小長井 義正

住 所

(所在地)

氏 名

実印

(法人名・代表者名)

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当する者
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- 3 富士市暴力団排除条例（平成 2 4 年富士市条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者
- 4 前号に該当する者と密接な関係を有する者

(注) 印鑑登録されている印鑑（実印）で押印してください。

(様式 3 号)

金地金等売払い入札書

令和 年 月 日

宛先
富士市長 小長井 義正

入札者 住所
(所 在)

氏 名
(法人名・代表者名)

実印

代理人 住所
(所 在)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

下記物件について、「一般競争入札による金地金等売払い参加要領」に記載された内容を承知し、次のとおり入札します。

入札買取率	千	百	十	一	●	分	厘	%

※網掛け部には何も記入をしないでください。

入札動産

金地金（田中貴金属工業製）1,000g	3本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g	1本
金地金（田中貴金属工業製）500g	20本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g	4本
金地金（スイス銀行製）500g	14本	プラチナ地金（オリエンタルゴールド製）500g	4本
金地金（徳力本店製）500g	3本	プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g	3本
金地金（JOHNSON MATTHEY製）500g	3本	プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g	1本
金地金（伊勢丹製）500g	1本		
金地金（伊勢丹製）499.94g	1本		

- (注) 1 入札者は印鑑登録されている印鑑（実印）で押印してください。
- 2 入札買取率は、算用数字で明確に記入し、小数点以下第2位まで記入をしてください。
- 3 入札買取率を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- 4 代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、代理人の住所、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。
なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
- 5 入札書は、入札用封筒に封入してください。
- 6 入札用封筒は、表に「金地金等売払い入札書」、裏に入札年月日、入札者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を記入しておいてください。

入 札 心 得

- 1 「一般競争入札による金地金等売払い参加要領」 7に記載の入札当日に必要な持ち物は、入札当日必ず持参してください。
- 2 入札時刻に遅れた際は棄権したものとみなします。
- 3 入札書は所定の様式とし、これを入れる封筒は任意ですが、以下の内容を記載してください。

表	裏
金地金等売払い入札書	住所 氏名 年 月 日

- 4 代理人によって入札するときは、入札の受付時に「委任状」を提出してください。
その場合、代理人は入札書に記名押印してください。
- 5 提出した入札書は引替・変更又は取り消しすることができません。
- 6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
 - (1) 買取率、氏名その他入札要件の確認できない入札
 - (2) 入札書中入札者の記名押印のないもの又は必要な文字を訂正した場合訂正印がない入札
 - (3) 最低買取率を下回る買取率の入札
 - (4) 同一事項につき2以上の入札をした者のした入札
 - (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねた者のした入札
 - (6) 2人以上の代理人となった者のした入札
 - (7) 入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (8) その他、入札の条件に違反した者のした入札
- 7 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければなりません。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 8 入札及び契約履行については、「富士市契約規則」「富士市業務委託契約約款」を遵守してください。
- 9 落札者の責により契約解除した場合は、入札保証金は市に帰属するものとします。
- 10 売買代金が納入期限までに納入されない場合は、売買金額の10%から納入済みの入札保証金を差し引いた金額を、損害賠償金として納入しなければなりません。
- 11 事故若しくは不正な行為があると認められる場合などは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(様式 4 号)

委任状

代理人

住 所 (所在地)	〒 —
ふりがな	
氏名又は 法人名・ 代表者名	
電話番号	

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の金地金等売払い一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

入札動産			
金地金（田中貴金属工業製）1,000g	3本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g	1本
金地金（田中貴金属工業製）500g	20本	プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g	4本
金地金（スイス銀行製）500g	14本	プラチナ地金（オリエンタルゴールド製）500g	4本
金地金（徳力本店製）500g	3本	プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g	3本
金地金（JOHNSON MATTHEY製）500g	3本	プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g	1本
金地金（伊勢丹製）500g	1本		
金地金（伊勢丹製）499.94g	1本		

令和 年 月 日

宛先
富士市長 小長井 義正

委任者

住 所 (所在地)	〒 —
ふりがな	
氏名又は 法人名・ 代表者名	実印
電話番号	

- 1 委任者は印鑑登録されている印鑑（実印）で押印してください。
- 2 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。（代理人は、入札において、この印鑑以外は使用できません。）

口座振替（登録）申請書

（あて先）富士市会計管理者
富士市水道事業企業出納員

※太枠内を記入してください。

		申請日		令和 年 月 日	
申請者	郵便番号	—		電話番号	()
	住所				
	フリガナ				
	法人名 (団体名) 又は屋号	(法人の場合は、記名押印すること。)			
	フリガナ				
	代表者名 又は 氏名	(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)			

〔申請印について〕
申請印は契約書・請求書に使用する印として下さい。(銀行印ではありません)

〔法人の方へ〕
住所・法人名・代表者名を記載し社印及び代表者印を押印してください。

〔個人の方へ〕
住所・氏名を記載してください。氏名を自書しない場合は、記名押印してください。

支払金を、下記口座へ振替されたく申請します。

コード	金融機関コード		支店	
振替先金融機関	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 農協 支店 信金 労金 (出張所) 信組 その他			
預金の種別及び口座番号	(該当するものを○で囲んでください) 普通 当座 口座番号 種別 別段			
フリガナ				
口座名義				

〔口座について〕
申請者以外の口座を申請する場合は、別途委任状が必要となります。

口座登録される方へ

〔変更申請〕
届出口座等に変更がある時は「口座振替事項等変更申請書」により変更申請をお願いいたします。

◇富士市処理欄

◇担当課処理欄

所属名

債権者コード（新規の場合も登録後必ず記入下さい）

○

入力確認

担当者名

（自書または記名押印）

◇会計室処理欄

新規

契約検査課登録

○

備考

処理